



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会社名 兼松エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表取締役会長 酒井 峰夫
(コード番号 8096 東証第 1 部)
問い合わせ先 経営企画室長 岡崎 恭弘
(TEL 03-5250-6821)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり株式会社ワークスアプリケーションズ(以下、「ワークスアプリケーションズ」という。)に対し、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟提起に至った経緯及び理由

当社は、ワークスアプリケーションズを請負先とし、多様化するビジネス環境や事業戦略・営業戦略に迅速かつ柔軟に対応するために、平成 26 年より基幹システムの全面刷新に着手してまいりました。

当社は、ワークスアプリケーションズの指導・要請に従い本プロジェクトを進めていく過程で、当初ワークスアプリケーションズが提案した予定工数をはるかに上回る社内外の人員を投入し、当初の稼働開始予定日(平成 28 年 4 月 1 日)を 1 年延期し、さらに当初合意していた仕様の一部を先送りするなどの柔軟な対応を行ったにもかかわらず、ワークスアプリケーションズは新たに合意した期限までに本プロジェクトを完遂することができず、現在でも債務不履行の状態にあります。

結果、インフラ構築費用や外注費をはじめとする損害が発生いたしました。

加えて、ワークスアプリケーションズが提供した製品は、それ自体が完成した製品とは言い難く、プロジェクトの各フェーズにおいて不具合及びワークスアプリケーションズの作業誤りに伴う手戻りが発生し、基幹システムの稼働に求められる最低限の機能実装も完了できなかったことに照らすと、プロジェクト開始前にワークスアプリケーションズが当社に提案した内容は事実と反していると疑わざるを得ず、不法行為責任も併せて追及する次第です。

当社は、ワークスアプリケーションズに対し再三にわたり、債務の本旨に従った履行を求めてまいりましたが、これに対しワークスアプリケーションズからは、一切誠意ある対応がないため、誠に遺憾ながら、当社はワークスアプリケーションズに対し、当該システムに関連する契約を解除し、既払代金の返還を求めるとともに、上記開発の遅れによって被った損害の賠償を求めるこの度の訴訟提起を決断するに至ったものであります。

2. 訴訟内容および請求額

(1) 訴訟内容: 損害賠償請求事件

(2) 請求額: 1,430,787,428 円

3. 今後の見通し

当社は正当な理由により損害賠償請求を行っておりますので、裁判では当社の主張が受け入れられるものと確信しております。

なお、本プロジェクトにおいて資産計上を行った開発費用は、平成 29 年3月期にすべてを損失処理しておりますので、平成 30 年3月期における新たな損失は発生しない見込みです。また、平成 30 年3月期の業績予想には当該裁判の影響は織り込んでおりません。

以 上